

株式会社等の農業参入について

農政の基本方向

- 経営** 効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）が農業生産の大宗を担う農業構造の確立。
（その際、信用面、人材確保面、販路確保面等で優位性を有する株式会社形態での農業経営は有効。）
- 生産** 認定農業者のシェアは平成22年目標で約6割。食料自給率の向上のためには、その他の多様な担い手の役割が大。
- 地域** 地域全体で農地や農業用水などの管理を行っていることから、認定農業者を支える農村地域の振興が不可欠。

食料の安定供給の確保・農業の持続的な発展

農村現場の声

株式会社一般の農業への全面参入については、

- ・ 投機目的での農地取得、地域ぐるみで行われている土地・水利用の混乱等のおそれがあるのではないか
- ・ 耕作からの撤退による農地の遊休化、産業廃棄物の不法投棄等不適切な土地利用が行われる可能性があるのではないか
- ・ 現在、規模の拡大を図っている効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の育成施策との整合性が図りうるか

といった農業・農村現場からの懸念の声

《既に大幅な制度改革を実施》

農地法の一部改正（平成13年3月施行）
 農業生産法人の一形態として地域に根ざした株式会社の導入
 → 株式会社形態の農業生産法人は着実に増加：平成15年2月現在 42社

構造改革特別区域法（平成15年4月施行）
 農地貸付方式による株式会社一般の農業参入（農地法の特例）
 → 第1弾認定（4月21日）において、36市町村を対象とする計8件の特区で株式会社等の農業参入が実現

現行特区制度の貸付方式によっても安定的な農業経営が可能であり、農業経営を行いたいとする株式会社等の要望には十分応え得るもの。
 → まずは、**特区制度の実施状況等を十分に見極めることが適当。**

株式会社一般による農地取得の解禁について

農地の賃貸借によるのか、取得によるのかの選択は、農業を行う当事者が経営上の観点から判断すべきものとの主張があるが、**制度設計上は、経営上の問題のほかに、農業生産や農村地域に与える影響に関する考慮**
農地について農地としての利用が確保され得るか否か（耕作放棄や廃棄物の不法投棄がなされないか）という観点からの考慮も含めて適切なものとされるべき。

現行制度で十分な参入措置が講じられているところであり、仮に株式会社一般の農地取得を容認した場合、**株主の意向による経営方針の変更や経営中止に伴う農地の遊休化や不適切な利用が排除できないなど、弊害の方が大きい。**

株式会社が取得した農地については転用を認めず、適正利用を義務付ければよいとの主張があるが、このような**規制強化が私有財産権との関係でどこまで可能か疑問。**
 また、産業廃棄物の不法投棄等不適切な事態が生じたときは農地を買い戻せばよいとの主張もあるが、そのためには**膨大な時間と費用を要し、実効性に疑問。**